

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けたこどもの心に永く深い傷を残すものであり、いじめほどの学級にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には学校が総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、こどもの尊い命が失われることは決してあってはならないことであるため、未然防止・早期発見・早期対応を基本とした取組を講じていく。

2 いじめ防止に関する学校の組織体制

(1) 「十一小いじめ対策委員会」（運営委員会と兼務）

メンバー：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、分掌・学年・専科主任、養護教諭、
スクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）

- ① 日常的、定期的に児童の様子把握や、情報共有に努め、組織的に対応する。
- ② いじめ問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎや情報提供を行う。

(2) 「学校サポートチーム」…PTA・学校経営協議会・地域住民・関係諸機関 との連携

- 「十一小いじめ対策委員会」を支援する組織として活用する。いじめを含む、こどもの気になる様子を見聞きした場合には、速やかに学校に連絡してもらえよう協力を仰ぐ。
- いじめ発生状況及び対応状況の情報共有、対応等に対する意見交換、関係機関の対応策の立案を行う。

3 3つの段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① 児童にとって分かる授業、児童同士が話し合い、学び合う授業などを通して、互いのよさを認め合えるようにする。
- ② 「こだいらの小・中連携教育」において、義務教育9年間を見据えた学習規律や生活規律を共有して指導し、自分のことも他者のことも大切にす気持ち育てる。
- ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 特別活動を中心として、集団の一員としての自覚や自信、自己肯定感を高め、自尊感情を育み、互いを認め合える人間関係や学校・学級の風土をつくる。
- ⑤ 年3回実施している道徳科や学級活動を中心としたいじめ防止授業（「いじめとは何か。いじめはな

ぜ許されないのか。」等)をはじめ、道徳教育や人権教育の充実、読書活動、勤労生産・奉仕的行事などの推進等を通して、児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、行動する取組を推進するとともに、いじめに向かわない態度及び能力の育成を図る。

- ⑥ 全校朝会や学年集会等の機会に、定期的にいじめをテーマとした講話を行い、いじめは絶対に許されないという児童の自覚を促進する。
- ⑦ 年3回いじめ防止に関する校内研修会を実施し、いじめは誰にでも起こり得ることなどいじめについて正しい認識、法、本基本方針、生徒指導提要及びいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの理解を促進する。また、校内研修会実施後は、教育委員会に報告する。
- ⑧ 児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることを防ぐなど教職員の人権感覚を向上するために、年2回人権教育に関する校内研修会を実施する。
- ⑨ 年度当初に全ての児童、保護者、地域へ学校いじめ防止基本方針について説明するとともに、同基本方針を学校ホームページに掲載し、周知する。
- ⑩ 児童向けリーフレットを配布し、資料を基に学級で話し合うなど、児童が法の趣旨や学校の取組等を理解し、自分自身でできることを考えられるようにする。
- ⑪ 児童及び保護者を対象とした、いじめの防止等のための啓発活動、家庭と連携したSNS等のルールづくり等を推進する。
- ⑫ 入学前の機関から得た情報を踏まえ、多面的・多角的に個々の児童の特性について理解を深めるとともに、確かな児童理解に努める。
- ⑬ 家庭との緊密な連携及び協力体制を構築するために、学校公開や家庭訪問、学校だよりなどを通じて、いじめの防止等のための取組に対する啓発を推進する。
- ⑭ 学校経営協議会などの機会を通じて、いじめの問題を地域ぐるみで解決する取組を周知するとともに、対応等について協議する。

(2) 早期発見のための取組 (いじめ見逃し「ゼロ」のための取組)

- ① 月ごとのいじめ実態調査、年間3回のふれあい月間を通じてアンケート調査、担任、スクールカウンセラー等との面談、教育相談室(にこにこルーム)前の「きかせてボックス」の設置による早期のいじめの実態把握を行う。
(いじめを受けていることや、他の児童がいじめを受けていることを訴えやすくするために、アンケート調査の様式や回収方法等に配慮した調査や教育相談を実施する。)
- ② 児童、保護者がいじめを相談しやすい体制の整備と相談窓口を周知する。
(学校いじめ対策委員会の構成員である教職員によるいじめ防止授業の実施など、学校いじめ対策委員会の存在及び活動が児童に容易に認識される取組など)
- ③ いじめに関する内容について速やかに教職員全体に情報を共有する。
- ④ 児童に対して、いじめを見た時に傍観者とならないよう指導する。
- ⑤ 生活指導連絡会(週1回)における情報共有・交換で、組織的な対応に取り組む。
- ⑥ 学校経営協議会において情報提供をし、地域での見守り体制の協力を仰ぐ。

(3) 早期対応のための取組

- ① いじめを発見又はいじめの報告を受けた特定の教職員が当該事案を抱え込まないために、学校いじめ対策委員会を主導として速やかに組織的に対応する。
- ② いじめられた児童や、いじめを知らせてきた児童が安全に、安心して教育を受けられる環境を確保する。

- ③ 教育的配慮の下、いじめた児童に対して毅然とした態度により指導する。
- ④ いじめの発生状況及び対応状況に関して、保護者への報告、支援及び助言を徹底する。
- ⑤ 必要に応じて、保護者会の機会等に保護者といじめの状況を共有する。
- ⑥ いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案について、警察及び関係機関や専門家等と相談及び連携する。
- ⑦ 児童の進学時に、進学先に適切な引継ぎ及び情報を共有する。
- ⑧ いじめの対応経過及び学校いじめ対策委員会の対応経過の記録を作成し、保存する。

4 いじめへの対処

(1) 認知

いわゆる社会通念上のいじめと、学校で認知するいじめは必ずしも一致するものではない。児童の力関係や深刻さはいじめの認知に影響しない。相手を傷つけることを意図しない言動も含まれている。関係児童や第三者からは問題ないと見える場合や、対象児童がいじめられていないと否定する場合でも、対象児童が苦痛と感じているものは認知する。また、いじめと認知することは、児童の苦痛を受け止め、ケアすることと捉える。

(2) 解消に向けた取組

① いじめを受けた児童への対応

ア 安全確保

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には、授業中、休み時間、放課後及び家庭訪問などを利用した複数の教員による声かけや面談、教職員の打合せ等を利用した児童の情報共有、見守りや登下校の付き添いを実施する。

イ 心身のケア

いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とともに、対象児童及び保護者のケアを行う。

ウ 学習支援

いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童に対して、別室（すももルーム等）による学習支援やオンライン授業（個別クラスルームの開設）等を実施し、学習の支援を行う。

② いじめをした児童への対応

ア 指導及び組織的な対応

いじめの関係児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気付かせるように、個に応じたきめ細かい指導を行う。

イ 心身のケア

状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、関係児童の継続的なケアを行う。

ウ 関係機関との連携

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、警察や児童相談所等と適切に連携し、毅然とした態度で指導を行う。

③ 校内における組織的な対応

ア 教職員の対応

いじめを発見した、またはいじめの報告を受けた教職員は、特定の教職員で対応せず、学校いじめ防止基本方針に則り、校長及び学校いじめ対策委員会に直ちに報告する。校長の指示の下、いじめを受けた児童及びいじめの関係児童の保護者等にも状況を説明し、家庭での見守り及びいじめの解消に向けた指導への理解と協力を得る。

イ 校長及び学校いじめ対策委員会の対応

いじめの報告を受けた校長及び学校いじめ対策委員会は、事実の確認といじめの解消に向けた取組が組織的に行えるように指示、指導する。また、その指導の状況や児童の様子から、いじめの解消に向けた取組が適切であるかを判断し、必要に応じて改善を指示、指導する。

ウ 犯罪行為への対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察及び関係機関と連携する。

(3) 解消の基準

いじめの解消の基準は当該いじめの行為が少なくとも3か月継続して止んでいること、対象児童が苦痛を感じていないことを目安とする。学校は、スクールカウンセラー等の専門家と連携し、児童が信頼できる教職員により、秘密が確実に守られる場所で丁寧に対象児童の状況を確認する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の2つの条件が満たされているものをいう。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学省大臣決定
〔最終改定：平成29年3月14日〕より抜粋）

5 いじめ重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

重大事態の定義は、法第28条第1項において、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」(同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。)、
「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」(同項第2号。以下「不登校重大事態」という。)と規定されている。

同項第1号に該当する事案について

- 例えば ○ 児童・生徒が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

などのケースが想定される。

同項第2号に該当する事案について

相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

同項第1号及び同項第2号に共通する事項

また、児童・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

参考：【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定〔最終改定平成29年3月14日〕）】

(2) 重大事態発生時の基本的な対応

重大事態発生時の基本的な流れ及び調査主体・調査方法等については、本基本方針及び「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版文部科学省）により、適切に対応する。

重大事態調査の目的

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や設置者が可能な限り事実関係を明らかにすることで当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。

参考：【「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版 文部科学省）】

①把握・判断

ア 学校は、児童や保護者、地域からのいじめの情報・訴えや児童のいじめと疑われる言動等を把握した場合は、速やかに学校いじめ対策委員会を開き、組織で情報の収集と記録を共有し、いじめの認知、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応を確認する。また、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、速やかに警察と連携し、対応する。

イ 重大事態の判断は、法に基づき、教育委員会又は学校が行う。なお、学校が判断する際は、学校いじめ対策委員会において判断を行う。

ウ 学校は、重大事態の発生について、直ちに教育委員会事務局に報告する。いじめ重大事態は、事実関

係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

エ 不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。また、学校が調査を行う場合においては、教育委員会事務局は、必要な指導・助言及び人材配置等の適切な支援を行う。

オ 調査主体者は、調査を始める前に対象児童・保護者に対し重大事態調査に関する事前説明を実施する。また、関係児童・保護者への説明も行う。

②調査

ア 学校が調査を実施する場合は、学校いじめ対策委員会を開き、以下の内容を実施する。

- (ア) 調査方針の決定及び保護者への説明等
- (イ) 事実関係の聴取、事実関係の整理
- (ウ) 再発防止に資する対応策の検討
- (エ) 報告書の作成、取りまとめ

③報告

ア 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者、いじめに関係した児童及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。調査結果の公表の可否及び公表の方法や内容については、教育委員会が、事案の内容や重大性、対象児童及び保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して適切に判断する。また、調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

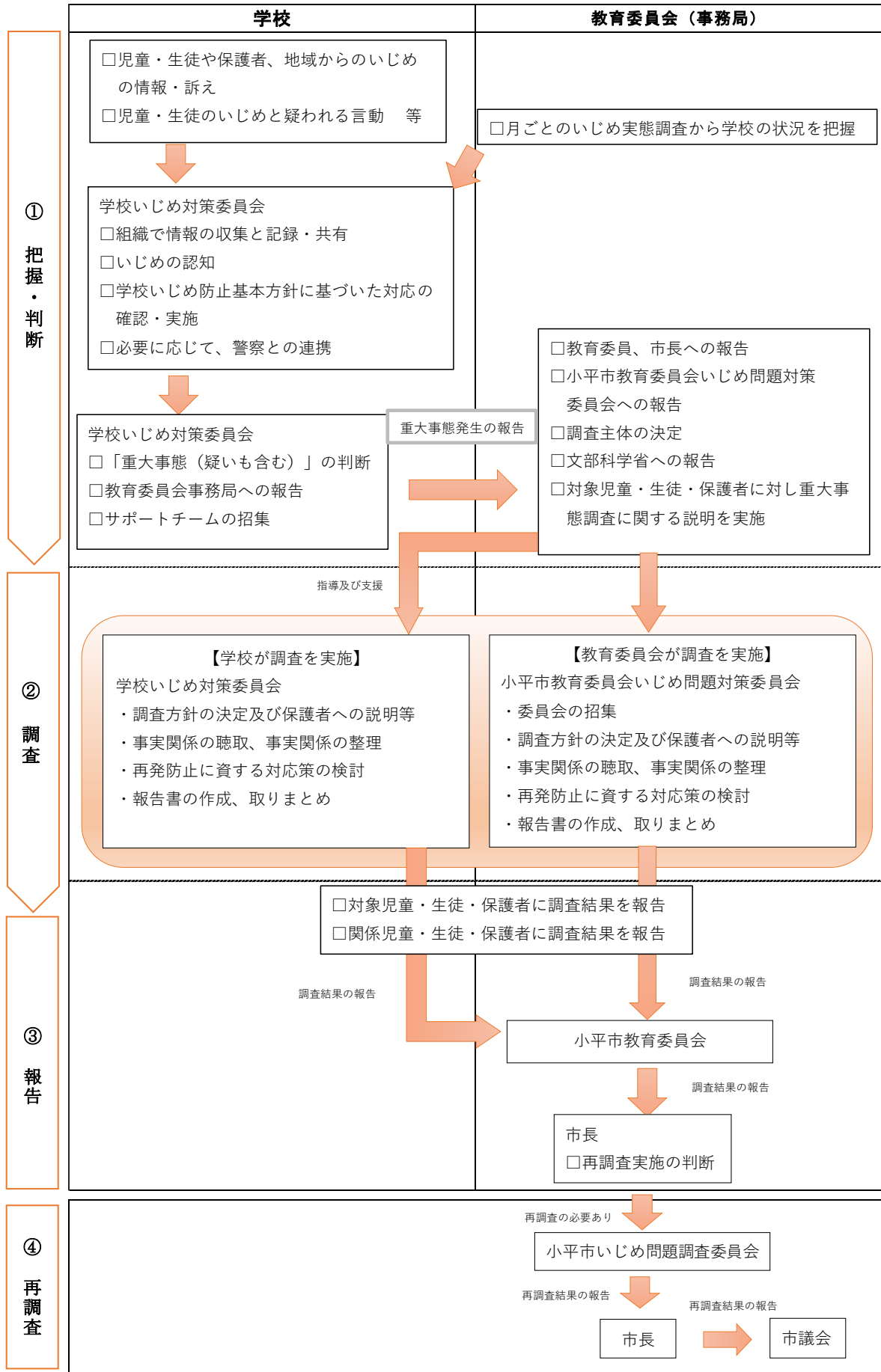
6 取組の評価・見直し

学校は、ふれあい月間で実施する「教員シート」及び「学校シート」や学校評価等を活用し、いじめ防止対策について、P D C Aサイクルによる評価・改善を行い、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

7 その他

- (1) 重大事態の調査に係る情報の公開については、小平市情報公開条例等に基づき対応するものとする。
- (2) 対象児童及び保護者による「調査結果に係る所見をまとめた文書」については、公表しないものとする。
- (3) 重大事態調査を実施した学校は、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会より提言された再発防止策について真摯に受け止め、実施計画を作成するとともに、実施状況について教育委員会に報告する。

いじめ重大事態発生時の基本的な対応の流れ（フロー図）



※上記の流れを基本としながら、個別の事案の状況に応じて対応する。

「小平市いじめ防止基本方針」令和7年1月改訂より引用